奈良県告示第二百号

計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれ かに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定 平成二十八年九月九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

		朱之八章,是一里子	寺三十 量器	運搬が困難な			はかり	運搬が困難な	区分
				橿原市				橿原市	区域
	木) 十一月十日(水	十一月九日((木)	(水) 十一月十六日	火	十一月十五日	月日(曜日)
分から午後三十	午前十時から	午後三時まで	正午まで	午前十時から			午後三時まで	午前九時から	時間
房町九番地の二三)橿原市水道局(橿原市小	五) 支店(橿原市曽我町八一 奈良県農業協同組合真菅		町一丁目五一〇番地)	橿原市役所(橿原市八木			在場所	運搬が困難なはかりの所	場所

	(月) 十一月十四日		(金)	
年後一時三十 分から午後三	午前十時から	年後一時三十 年後一時三十	午前十時から	時まで
市雲梯町一七〇の二)営農経済センター(橿原奈良県農業協同組合橿原	地の二) ・ (橿原市飛驒町九四番	一) 橿原市東竹田町一番地のリサイクル館かしはら(見瀬町二〇二番地の一)畝傍地区公民館(橿原市	

備考

査は、 九番地一)において行う。 九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前 表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検 日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号 (奈良市柏木町一二